

函館市とアルテミス北海道グループとの 地域振興・スポーツ振興に関する連携協定書

函館市（以下「甲」という。）と一般社団法人アルテミス北海道（以下「乙」という。）および株式会社アルテミス北海道（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、女子バレーボールチーム「アルテミス北海道」の活動において連携を進め、「スポーツ健康都市はこだて」実現に相互で協力していくことを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）スポーツ振興に関すること。
- （2）地域振興に関すること。
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項について協議の上、協力して取り組む。

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる相互協力に当たり、甲、乙及び丙の間で詳細な取り決めが必要となる場合は、別途協議のうえ、覚書等を締結するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく相互協力を行う上で、お互いが知り得た情報を、善良なる管理者の注意義務をもって厳重に保管及び管理し、本協定の有効期間及び期間終了後においても、第三者に開示し、漏洩しないものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は本協定締結の日から起算して1年とする。

- 1 前項による本協定の有効期間であっても、甲乙協議の上、本協定の内容を変更することができる。
- 2 協定期間満了の3月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は同一条件により更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定の条項の運用に当たり疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 4月21日

甲 函館市東雲町4番13号
函館市
函館市長 大泉 潤

大泉 潤

乙 札幌市中央区南5条西1丁目1番12号
ヒカリビル2F
一般社団法人アルテミス北海道
代表理事 工藤 浩

工藤 浩

甲 札幌市中央区大通西6丁目10番4号
エナスクエア大通ビル5F
株式会社アルテミス北海道
代表取締役社長 平野 亮吾

平野 亮吾